令和８年度第６回和田区地域協議会
次　第

日時：令和８年 10 月 21 日（水）午後６時 30 分～
会場：ラーバンセンター　第１研修室

1　開会

2　諮問事項
⑴ 上越市ラーバンセンターの利用時間及び休館日の変更について　資料１
⑵ 上越市立和田地区公民館の利用時間及び休館日の変更について　資料２
⑶ 和田地区多目的研修センターの利用時間及び休館日の変更について　資料３
⑷ 上越市今泉スポーツ広場（野球場）の利用時間及び休館日の変更について　資料４
⑸ 上越市今泉スポーツ広場（多目的広場）の利用時間及び休館日の変更について　資料５

3　報告事項
⑴ 上越市ラーバンセンターの使用料の変更について　資料１
⑵ 和田地区多目的研修センターの使用料の変更について　資料３
⑶ 上越市今泉スポーツ広場（野球場）の使用料の変更について　資料４
⑷ 上越市今泉スポーツ広場（多目的広場）の使用料の変更について　資料５
⑸ 学校開放体育施設の使用料の変更について　資料６
⑹ 上越市地域にぎわい事業補助金の評価及び地域ビジョンの作成等について　資料７

4　事務連絡

5　閉会

【次回協議会　　11 月 18 日（水）午後６時 30 分～：ラーバンセンター】
【次々回協議会　12 月 16 日（水）午後６時 30 分～：ラーバンセンター】

資料１

上農政第８５３号
令和８年１０月２日

和田区地域協議会
会　長　　秋　山　三　枝　子　　様

上越市長　　小　菅　淳　一
（農林水産部農政課）

上越市ラーバンセンターの利用時間及び休館日の変更について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第７条第２項の規定により意見を求めます。

記

諮問第１５号　上越市ラーバンセンターの利用時間及び休館日の変更について
※　諮問内容については、別紙のとおり

［諮問理由］
公共施設等総合管理計画に基づく取組の一環として、上越市ラーバンセンターの利用時間及び休館日を変更することに関し、和田区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

別紙

（変更点については、表中下線部のとおり。）

現況	諮問内容
1　利用時間 午前９時から午後５時まで（あらかじめ午後５時から午後１０時までの間における使用の許可を受けた者がある場合は、当該使用の終了時刻） 2　休館日 月曜日（ただし、この日が休日に当たるときは、その翌日）	1　利用時間 正午から午後５時まで（あらかじめ午前９時から正午、午後５時から午後９時までの間における使用の許可を受けた者がある場合は、当該使用の終了時刻） 2　休館日 日曜日及び月曜日（ただし、この日が休日に当たるときは、その翌日）

※ 施設の利用状況等については参考資料のとおり

参考資料

「上越市ラーバンセンター」の利用状況について
（公の施設の適正管理の見直しに係る補足資料）

1　基本情報

利用者数の推移					R7 年度公費負担額	
R7 年度	H27 年度	H17 年度	増減① R7－H27	増減② R7－H17	総額	利用 1 人当たり
16,518 人	18,030 人	19,862 人	-1,512 人 (-8.4%)	-3,344 人 (-16.8%)	8,913 千円	539 円

2　開館時間の見直し等に係る根拠

公共施設等総合管理計画の公の施設の適正管理の考え方に基づき、施設の利用実態（需要）にあわせて見直すもの

⑴ 利用実態

21 時～22 時の利用実態
・令和 7 年度の利用件数は 38 件であり、年間利用件数全体に占める割合は 3.8%である。 ・また、同時間帯を利用する定期利用団体数は 1 団体であり、利用は限定的な状況にある。

⑵ 関係者協議及び施設利用者の声等

施設の主要な関係者や利用団体、施設管理者に対し、個別に説明。施設利用者に向けては、施設内に見直し案を掲出して周知。主な意見等は以下のとおり。

利用団体・利用者	・新型コロナウイルス感染症の影響による利用形態の変化等を踏まえ、市の財政負担の軽減の観点から、閉館時間の短縮はやむを得ないものと考える。
施設管理者	・事前予約がある場合は従前どおり利用できることから、利用者への影響は限定的であると考えている。 ・夜間帯における勤務負担の軽減につながる見直しであり、管理運営の適正化に寄与するものと考える。

3　休館日の設定・変更に係る根拠

公共施設等総合管理計画の公の施設の適正管理の考え方に基づき、施設の利用実態（需要）にあわせて見直すもの

⑴ 利用実態

日曜日の利用実態	・令和 7 年度における日曜日の利用件数は 111 件であり、全体の 10.9%と各曜日の中で最も低い。 ・令和 7 年度の定期利用団体数は 2 団体であり、利用は限定的な状況である。

⑵ 関係者協議及び施設利用者の声等

施設の主要な関係者や利用団体、施設管理者に対し、個別に説明。施設利用者に向けては、施設内に見直し案を掲出して周知。主な意見等は以下のとおり

利用団体・利用者	・施設管理者の労働環境の改善や人員確保の観点から、週休 2 日となる休館日設定については理解を示す意見があった。 ・現在の利用状況を考慮すると、施設運営の効率化を図ることは理解できる。 ・事前に利用日程を調整することで対応可能であり、大きな支障はない。
施設管理者	・週 2 日の休館日を設定することで、人員確保や勤務シフトの調整が行いやすくなり、安定的な施設運営に資する。 ・利用実態に即した開館体制となり、効率的な施設運営が図られる。

「上越市ラーバンセンター」使用料の見直し（案）について

1　見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するもの

2　見直し内容

「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、現行の 1.2 倍とした金額を四捨五入して 100 円単位にした金額を改定後の使用料とし、次のとおり改定します。（100 円台には 150 円の単位を設定）

※　前回お示しした使用料と変更はありません。

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
多目的ホール	1 時間につき	700 円	620 円
第１研修室		400 円	350 円
第２研修室		300 円	240 円
第３研修室		200 円	200 円
第４研修室		800 円	630 円
調理実習室		400 円	300 円
工作室		150 円	120 円

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントの改める

3　今後のスケジュール

年月	内容
Ｒ８年１２月	市議会に条例改正議案を提案 議決及び条例公布後、利用者へ周知
Ｒ９年４月	新使用料の適用開始

資料２

上教社第２０１１５号
令 和 ８ 年 ９ 月 ８ 日

和田区地域協議会
会　長　　秋　山　三　枝　子　　様

上越市長　　小　菅　淳　一
（教育委員会社会教育課）

上越市立和田地区公民館の利用時間及び休館日の変更について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第７条第２項の規定により意見を求めます。

記

諮問第１６号　　上越市立和田地区公民館の利用時間及び休館日の変更について
※　諮問内容については、別紙のとおり

［諮問理由］
公共施設等総合管理計画に基づく取組の一環として、上越市立和田地区公民館の利用時間及び休館日を変更することに関し、和田区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

別紙

（変更点については、表中下線部のとおり。）

現況	諮問内容
１　利用時間 午前８時３０分から午後１０時まで ２　休館日 １２月２９日から翌年１月３日まで	１　利用時間 午前９時から午後４時まで（あらかじめ午後４時から午後９時までの間における利用の承認を受けた者がある場合は、当該使用の終了時刻） ２　休館日 土曜日及び１２月２９日から翌年１月３日まで

※ 和田地区多目的研修センターを上越市立和田地区公民館としており、施設の利用状況等については和田地区多目的研修センターの参考資料のとおり

資料３

上教社第２０１１６号
令和８年９月８日

和田区地域協議会
会　長　　秋　山　三　枝　子　　様

上越市長　　小　菅　淳　一
（教育委員会社会教育課）

和田地区多目的研修センターの利用時間及び休館日の変更について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第７条第２項の規定により意見を求めます。

記

諮問第１７号　　和田地区多目的研修センターの利用時間及び休館日の変更について
※　諮問内容については、別紙のとおり

［諮問理由］
公共施設等総合管理計画に基づく取組の一環として、和田地区多目的研修センターの利用時間及び休館日を変更することに関し、和田区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

別紙

（変更点については、表中下線部のとおり。）

現況	諮問内容
１　利用時間 午前８時３０分から午後１０時まで ２　休館日 １２月２９日から翌年１月３日まで	１　利用時間 午前９時から午後４時まで（あらかじめ午後４時から午後９時までの間における利用の承認を受けた者がある場合は、当該使用の終了時刻） ２　休館日 土曜日及び１２月２９日から翌年１月３日まで

※ 施設の利用状況等については参考資料のとおり

参考資料

「和田地区多目的研修センター（上越市立和田地区公民館）」の利用状況について（公の施設の適正管理の見直しに係る補足資料）

※　「和田地区多目的研修センター」と「上越市立和田地区公民館」は、同一の建物についてそれぞれ異なる条例に基づく施設として位置付けられていますが、利用状況等は共通していることから、「１　基本情報」以下の記載内容は共通しています。

１　基本情報

利用者数の推移					R7 年度公費負担額	
R7 年度	H27 年度	H17 年度	増減① R7－H27	増減② R7－H17	総額	利用 1 人当たり
1,864 人	2,739 人	5,313 人	-875 人 (-31.9%)	-3,449 人 (-64.9%)	3,883 千円	2,083 円

２　開館時間の見直し等に係る根拠

公共施設等総合管理計画の公の施設の適正管理の考え方に基づき、施設の利用実態（需要）にあわせて見直すもの

⑴ 利用実態

8 時 30 分～9 時の利用実態	21 時～22 時の利用実態
・令和 7 年度の利用件数は 3 件であり、総利用件数（350 件）の 0.9% ・定期利用団体はない。	・令和 7 年度の利用はない。

⑵ 関係者協議及び施設利用者の声等

施設の主要な関係者や利用団体、施設管理者に対し、個別に説明。施設利用者に向けては、施設内に見直し案を掲出して周知。主な意見等は以下のとおり。

利用団体・利用者	意見なし。
地元町内会	地域行事等で利用する際は柔軟に対応してほしい。
施設管理者	-

３　休館日の設定・変更に係る根拠

公共施設等総合管理計画の公の施設の適正管理の考え方に基づき、施設の利用実態（需要）にあわせて見直すもの

⑴ 利用実態

土曜日の利用実態	・R7 年度の土曜日の利用件数は 2 件で、総利用件数(350 件）の 0.6%であり、利用はほとんどない。

⑵ 関係者協議及び施設利用者の声等

施設の主要な関係者や利用団体、施設管理者に対し、個別に説明。施設利用者に向けては、施設内に見直し案を掲出して周知。主な意見等は以下のとおり。

利用団体・利用者	・意見なし。
地元町内会	・利用実態からやむを得ない。
施設管理者	-

「和田地区多目的研修センター（上越市立和田地区公民館）」
使用料の見直し（案）について

1　見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

2　見直し内容

「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、激変緩和措置として現行の使用料の 1.2 倍を目安に見直すとともに、使用料の単位を 100 円単位とします。（100 円台には 150 円の単位を設定）

※　前回お示しした使用料と変更はありません。

区分	単位	使用料	
		改定後	現行
研修室	1 室 1 時間につき	150 円	110 円
創作室		150 円	110 円
農産加工室		150 円	110 円
調理実習室		150 円	120 円
共同学習室		150 円	110 円
多目的室		400 円	310 円

利用時間が 1 時間を超える場合で、当該利用時間に 1 時間に満たない端数があるときは、当該端数が 30 分を超えるときは 1 時間に切り上げ、30 分以下のときは使用料の額の 2 分の 1 の額とする。

使用料の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

3　今後のスケジュール

年月	内容
Ｒ８年１２月	市議会に条例改正議案を提案 議決及び条例公布後、利用者へ周知
Ｒ９年４月	新使用料の適用開始

資料４

上教ス第１７１２－２５号
令 和 ８ 年 ９ 月 ８ 日

和田区地域協議会
会　長　　秋　山　三　枝　子　　様

上越市長　　小　菅　淳　一
（教育委員会スポーツ推進課）

上越市今泉スポーツ広場（野球場）の利用時間及び休館日の変更について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第７条第２項の規定により意見を求めます。

記

諮問第１８号　　上越市今泉スポーツ広場（野球場）の利用時間及び休館日の変更について
※　諮問内容については、別紙のとおり

［諮問理由］
公共施設等総合管理計画に基づく取組の一環として、上越市今泉スポーツ広場（野球場）の利用時間及び休館日を変更することに関し、和田区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

別紙

（変更点については、表中下線部のとおり。）

現況	諮問内容
１　利用時間 日の出から午後１０時まで ２　休館日 教育委員会が定める日	１　利用時間 <u>午前６時から午後９時まで</u> ２　休館日 <u>１２月１日から翌年３月３１日まで</u>

※ 施設の利用状況等については参考資料のとおり

参考資料

「上越市今泉スポーツ広場（野球場）」の利用状況について
（公の施設の適正管理の見直しに係る補足資料）

１　基本情報

利用者数の推移					R7 年度公費負担額	
R7 年度	H27 年度	H17 年度	増減① R7－H27	増減② R7－H17	総額	利用 1 人 当たり
4,351 人	6,796 人	－	-2,445 人 (-36.0%)	－	1,114 千円	256 円

※公費負担額には、施設や設備の大規模修繕費は含めておらず、通常の維持管理費ベースで算定しています。

※平成 17 年度は利用者数の集計データがありません。

２　開館時間の見直しの考え方

利用時間（日の出から日没まで等）が曖昧な状況を踏まえ、「午前 6 時から午後 6 時まで」（ナイター設備のある施設は午後 10 時まで）を基本とした上で周辺の住環境に配慮し、当該施設の利用実態から特に支障はないと考えられるため、前回案のとおり見直す。

なお、地域の行事や大会等で開館時間を早めたい場合は、これまでどおり可能な範囲で対応します。

⑴ 利用実態

日の出からの利用実態

- R7 年度の年間利用件数は 127 件であり、うち午前 6 時からの利用は野球大会の利用 5 件です。

⑵ 関係者及び施設利用者の声等

- 特になし

３　休館日の見直しの考え方

当該施設では、受付窓口である上越市高田スポーツセンターの休館日に合わせて、「毎週水曜日及び 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで」をご提案しましたが、利用者等の意見を踏まえ、全ての屋外施設において週休日は設けず、冬期間のみ休館に変更します。

⑴ 関係者及び施設利用者の声等

- 屋外体育施設は、そもそも雨天時や冬期間は利用できないため、週休日は設けないでほしい。

「上越市今泉スポーツ広場（野球場）」使用料の見直し（案）について

1　見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料（利用料金の上限額）を改定するものです。

2　見直し内容

「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、現行使用料の 1.1 倍又は 1.2 倍の金額を四捨五入して 100 円単位に整理した金額に改定します。

なお、野球場機能を有する施設は、市内で価格差が生じているため、同規模施設の平均使用料を基に算定することとし、上記倍率を超過する場合があります。

※　前回お示しした使用料と変更はありません。

区分		単位	上限額	
			改定後	現　行
野球場	占用利用	1 時間につき	700 円	480 円
	照明設備	1 時間につき	3,400 円	3,060 円

使用料（利用料金の上限額）の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

3　今後のスケジュール

年月	内容
Ｒ８年１２月	市議会に条例改正議案を提案 議決後、利用者へ周知
Ｒ９年４月	新使用料の適用開始

資料５

上教ス第１７１２－２６号
令 和 ８ 年 ９ 月 ８ 日

和田区地域協議会
会　長　　秋　山　三　枝　子　　様

上越市長　　小　菅　淳　一
（教育委員会スポーツ推進課）

上越市今泉スポーツ広場（多目的広場）の利用時間及び休館日の変更について（諮問）

下記の事項について、上越市地域自治区の設置に関する条例第７条第２項の規定により意見を求めます。

記

諮問第１９号　　上越市今泉スポーツ広場（多目的広場）の利用時間及び休館日の変更について
※　諮問内容については、別紙のとおり

［諮問理由］
公共施設等総合管理計画に基づく取組の一環として、上越市今泉スポーツ広場（多目的広場）の利用時間及び休館日を変更することに関し、和田区の住民の生活に及ぼす影響という観点から、意見を求めるもの

別紙

（変更点については、表中下線部のとおり。）

現況	諮問内容
１　利用時間 日の出から日没まで ２　休館日 教育委員会が定める日	１　利用時間 <u>午前６時から午後６時まで</u> ２　休館日 <u>１２月１日から翌年３月３１日まで</u>

※ 施設の利用状況等については参考資料のとおり

参考資料

「上越市今泉スポーツ広場（多目的広場）」の利用状況について
（公の施設の適正管理の見直しに係る補足資料）

１　基本情報

利用者数の推移					R7 年度公費負担額	
R7 年度	H27 年度	H17 年度	増減① R7－H27	増減② R7－H17	総額	利用 1 人 当たり
3,126 人	13,263 人	－	-10,137 人 (-76.4%)	－	210 千円	67 円

※公費負担額には、施設や設備の大規模修繕費は含めておらず、通常の維持管理費ベースで算定しています。

※平成 17 年度は利用者数の集計データがありません。

２　開館時間の見直しの考え方

利用時間（日の出から日没まで等）が曖昧な状況を踏まえ、「午前 6 時から午後 6 時まで」を基本とし、当該施設の利用実態から特に支障はないと考えられるため、前回案のとおり見直す。

なお、地域の行事や大会等で開館時間を早めたい、又は閉館時間を遅らせたい場合は、これまでどおり可能な範囲で対応します。

⑴ 利用実態

日の出からの利用実態

・ R7 年度の年間利用件数は 133 件であり、うち午前 6 時からの利用は野球大会の利用 2 件です。

⑵ 関係者及び施設利用者の声等

・ 特になし

３　休館日の見直しの考え方

当該施設では、受付窓口である上越市高田スポーツセンターの休館日に合わせて、「毎週水曜日及び 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで」をご提案しましたが、利用者等の意見を踏まえ、全ての屋外施設において週休日は設けず、冬期間のみ休館に変更します。

⑴ 関係者及び施設利用者の声等

・ 屋外体育施設は、そもそも雨天時や冬期間は利用できないため、週休日は設けないでほしい。

「上越市今泉スポーツ広場（多目的広場）」使用料の見直し（案）について

1　見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料（利用料金の上限額）を改定するものです。

2　見直し内容

「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、現行使用料の 1.1 倍又は 1.2 倍の金額を四捨五入して 100 円単位に整理した金額に改定します。

なお、グラウンド機能を有する施設は、市内で価格差が生じているため、同規模施設の平均使用料を基に算定することとし、上記倍率を超過する場合があります。

※　前回お示しした使用料と変更はありません。

区分		単位	上限額	
			改定後	現行
多目的広場	東面	1 時間につき	400 円	480 円
	西面	1 時間につき	400 円	240 円

使用料（利用料金の上限額）の営利営業利用料金を定額使用料の 200 パーセントから 300 パーセントに改める。

3　今後のスケジュール

年月	内容
Ｒ８年１２月	市議会に条例改正議案を提案 議決後、利用者へ周知
Ｒ９年４月	新使用料の適用開始

資料６

「学校開放体育施設」使用料の見直し（案）について

１　見直しの趣旨

公の施設の受益者負担の定期的な見直しとして、使用料を改定するものです。

２　見直し内容

「公の施設使用料等の算定に係る基本方針」に基づき、現行の 1.1～1.2 倍とした金額を四捨五入して 100 円単位とした金額を改定後の使用料とし、次のとおり改定します。

※　前回お示しした使用料と変更はありません。

区分		単位	使用料	
			改定後	現行
屋内運動場		1 時間	600 円	510 円
プール（浦川原小学校、大島小学校）	一般	1 施設	200 円	160 円
	中学生以下	1 施設	100 円	110 円
照明設備使用料	高田西小学校屋外運動場	1 時間	2,700 円	2,450 円
	直江津東中学校屋外運動場	1 時間	2,700 円	2,450 円
	春日中学校屋外運動場	1 時間	2,700 円	2,450 円

３　今後のスケジュール

年月	内容
Ｒ８年１２月	市議会に条例改正議案を提案 議決及び条例公布後、利用者へ周知
Ｒ９年４月	新使用料の適用開始

資料７

令和８年 10 月 21 日
（地 域 政 策 課）

上越市地域にぎわい事業補助金の評価及び地域ビジョンの作成等について

１　上越市地域にぎわい事業補助金

⑴　事業目的

持続可能な地域づくりを推進するため、各地域自治区におけるまちづくりを地域住民が主体的に考え、地域の様々な主体が連携・協働して行う活動を支援する。

⑵　制度概要

「別紙 上越市地域にぎわい事業補助金パンフレット」のとおり

⑶　その他

本補助制度のほか、新たなまちづくりの担い手や団体の発掘を期待し、まちづくり活動の初動を支援する「にぎわいスタートアップ事業補助金」を検討中（募集開始予定：令和９年４月）。

２　上越市地域にぎわい事業補助金に係る提案事業の評価について

当該補助金を活用する事業を採択するに当たり、地域自治区制度の趣旨や地域住民のニーズを踏まえ、地域にとって真に必要な事業を採択するため、地域の現状や課題を把握し将来像について議論している各地域協議会に対し、提案事業の評価について協力を依頼するもの。

「別紙 上越市地域にぎわい事業補助金に係る提案事業の評価について」のとおり

３　地域ビジョンの作成について

これまで作成してきた「地域活性化の方向性」を基に、新たな地域づくりの指針となる「地域ビジョン」の作成を各地域協議会に依頼するもの。

「別紙 地域ビジョンの作成について」のとおり



上　越　市

地域にぎわい事業補助金

2027年度

事業概要

市では、持続可能な地域づくりを推進するため、各地域自治区におけるまちづくりを地域住民が主体的に考え、地域の様々な主体が連携・協働して行う活動に対し、補助金を交付します。

募集期間

令和８年９月１日（火）～１２月２８日（月）必着

※内容に応じて活動内容への助言や提案をさせていただくため、お早めのご相談をお願いします。

補助額

活動に必要な補助対象経費から、参加費等の活動実施に伴う収入を差し引いた額

※審査の結果、不採択となる場合があります。

※活動ごとの上限額はありませんが、各地域自治区の上限額は超過できません。

補助率

１０/１０以内（千円未満切り捨て）

※提案状況や地域協議会での評価等によっては、10/10を下回る場合があります。

対象者

５人以上の構成員等で、市の区域内で活動する法人及び団体

※政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とする法人又は団体を除きます。

制度の概要については、次ページ以降をご覧ください。
ご不明な点があれば、まずはお気軽にご相談ください。

事業実施の流れ

～12月末	～1月末	2・3月	4月～			
①取組の相談・助言・提案	②提案内容の確認・聞き取り	③審査・採択	④審査結果の通知	⑤補助金交付申請・交付決定	⑥事業の実施	⑦実績報告・補助金交付

提案・問合せ先

地域自治区	事務所	電話番号等
高田区 金谷区 三郷区 和田区	南部まちづくりセンター	雁木通りプラザ2階 ☎ 025-522-8831 ✉ nanbu-machi@city.joetsu.lg.jp
新道区 春日区 諏訪区 津有区 高士区	中部まちづくりセンター	市役所木田第二庁舎2階 ☎ 025-526-1690 ✉ chubu-machi@city.joetsu.lg.jp
直江津区 有田区 八千浦区 保倉区 北諏訪区 谷浜・桑取区	北部まちづくりセンター	レインボーセンター2階 ☎ 025-531-1337 ✉ hokubu-machi@city.joetsu.lg.jp

地域自治区	事務所	電話番号等
安塚区	安塚区総合事務所	☎ 025-592-2003 ✉ yasuzuka-ku@city.joetsu.lg.jp
浦川原区	浦川原区総合事務所	☎ 025-599-2301 ✉ uragawara-ku@city.joetsu.lg.jp
大島区	大島区総合事務所	☎ 025-594-3101 ✉ oshima-ku@city.joetsu.lg.jp
牧区	牧区総合事務所	☎ 025-533-5141 ✉ maki-ku@city.joetsu.lg.jp
柿崎区	柿崎区総合事務所	☎ 025-536-2211 ✉ kakizaki-ku@city.joetsu.lg.jp
大潟区	大潟区総合事務所	☎ 025-534-2111 ✉ ogata-ku@city.joetsu.lg.jp
頸城区	頸城区総合事務所	☎ 025-530-2311 ✉ kubiki-ku@city.joetsu.lg.jp
吉川区	吉川区総合事務所	☎ 025-548-2311 ✉ yoshikawa-ku@city.joetsu.lg.jp
中郷区	中郷区総合事務所	☎ 0255-74-2411 ✉ nakago-ku@city.joetsu.lg.jp
板倉区	板倉区総合事務所	☎ 0255-78-2141 ✉ itakura-ku@city.joetsu.lg.jp
清里区	清里区総合事務所	☎ 025-528-3111 ✉ kiyosato-ku@city.joetsu.lg.jp
三和区	三和区総合事務所	☎ 025-532-2323 ✉ sanwa-ku@city.joetsu.lg.jp
名立区	名立区総合事務所	☎ 025-537-2121 ✉ nadachi-ku@city.joetsu.lg.jp



令和8年8月発行

上越市総合政策部地域政策課
TEL　(025) 520-5672
MAIL　chi-seisaku@city.joetsu.lg.jp

詳しくは
こちらの
ホームページから

－上越市地域にぎわい事業補助金の制度概要－



1　趣旨・対象とする活動

＃　持続可能な地域づくりに向けた地域自治を推進

上越市では、市内全域に28の地域自治区を設置し、地域自治によるまちづくりを進めてきました。
昨今、人口減少や少子化・高齢化の進行により、地域を支える様々な担い手や資源が減少していますが、このような中にあっても、将来に希望を持てる持続可能な地域づくりを進めていくためには、行政による全市的な活動はもちろんのこと、地域自治区ごとの創意工夫による主体的な活動がますます重要になると考えています。

各区には、まちづくりを進める上での様々な強みがあります。顔の見える信頼関係、小回りの利く柔軟な対応力、分野を横断する総合的な視点、地域への愛着と誇り、そして地域ならではの特徴やブランド力など、それぞれの強みを発揮し、ぜひ地域の皆さんで知恵を出し合っていただき、力を合わせながら、笑顔と活気があふれる「にぎわい」のあるまちづくりを進めていただきたいと思います。そして、こうした地区同士での切磋琢磨が行われることによって、上越市全体の魅力や活力が高まっていくことにも期待するものです。
このような動きを後押しするため、これまでの「地域活動支援事業」や「地域独自の予算事業」の実績を踏まえた新たな財源支援制度として、令和9年度から「地域にぎわい事業」を実施します。

＃　各区の地域ビジョンの実現に向けた地域活動を募集

各区の地域協議会には、地域のありたい姿、解決したい地域課題、大切にしたい地域資源や活動などを掲げた「地域ビジョン」の策定を依頼します。そして、地域ビジョンを実現するための地域活動を住民の皆さんから募集します。
ただし、令和9年度については、地域協議会で作成済みの「地域活性化の方向性」に適合する活動や地域ビジョンに掲げる内容としてふさわしい活動も対象とします。
一例として、次のような活動が考えられます。

- 地域ぐるみの教育・福祉活動（子育て・学習支援、送迎・宅配、見守り、介護予防など）
- 町内会など地域コミュニティ活動の支援（清掃活動、除雪ボランティアなど）
- 特産品の開発や販売促進、地産地消の推進による地域経済の活性化
- 移住・定住の促進や関係人口の創出（地区の情報発信、空き家の活用促進、まちなみ・景観保全、交流イベントの実施など）
- 地区内の集いの場づくり







2　対象としない活動

以下の活動については、本補助金の対象外とします。

○ 新たな公の施設や市道などのインフラ整備や市が管理している施設の整備・修繕
○ 公の施設の建設や修繕、新たな土地利用・行政サービス等を市に求めるために行う活動
○ 単なる備品の購入・設備の設置、視察旅行など、地域の活動が伴わない活動
○ 地域の住民や団体へ現金・金券などを配る・貸す活動
○ 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とする活動、公序良俗に反する活動
○ 本市の他の補助金の交付を受けることを予定する活動

3　対象としない経費

以下の経費については、本補助金の対象外とします。

○ 社会通念上、公金での支出が適切でないと認められる経費
　（交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費など）
○ 専ら補助対象者の運営経費に充てられる経費
　（団体等の総会や役員会、活動実施に向けた企画会議や打合せに係る人件費、旅費など）
○ 活動による直接的な受益が提案者や参加者等の特定個人に限定される経費
　（個人が所有する物品や備品等の購入・修繕、教室・大会等の開催や参加に係る経費など）
○ その他市長が補助対象経費にふさわしくないと認める経費

4　活動の提案

○ 実施したい活動のある方は、活動を予定する地域自治区の総合事務所・まちづくりセンターへの訪問、電話、郵送、メールなどによりご相談ください。
○ 提案内容については、必要に応じて総合事務所・まちづくりセンターから助言や提案を行います。その後、事業提案書などの必要書類を募集期間内に提出いただきます。
○ 必要な書類は、市のホームページに掲載しているほか、総合事務所・まちづくりセンターからご案内しますので、まずはお気軽にご相談ください。

5　活動の審査



○ 審査は書面にて行います。必要に応じて、総合事務所・まちづくりセンターの職員が提案者へ内容の聞き取りを行います。
○ 各地域協議会では、以下の評価基準に基づき、活動の評価を行います。
　① 地域ビジョンへの適合性（令和9年度は「地域活性化の方向性に適合しているか」、「地域ビジョンに掲げる内容としてふさわしいか」という視点で評価）
　② 地域への貢献度　　④ 活動の実現性・効率性
　③ 多様な主体の参画度　　⑤ 将来への発展性・期待度
○ 市は、この評価結果と各区の上限額（下表）を踏まえ、採択する活動を決定します。（単位：万円）

区	上限額	区	上限額	区	上限額	区	上限額
高田区	1,240	和田区	630	谷浜・桑取区	490	頸城区	1,220
新道区	730	高士区	480	安塚区	1,170	吉川区	550
金谷区	850	直江津区	1,060	浦川原区	530	中郷区	680
春日区	1,120	有田区	910	大島区	480	板倉区	930
諏訪区	470	八千浦区	550	牧区	510	清里区	520
津有区	590	保倉区	510	柿崎区	870	三和区	660
三郷区	490	北諏訪区	490	大潟区	720	名立区	550

※総額1.8億円を基礎とし、7割を均等割、3割を人口割として算出しています。また、令和9年度に限り、令和8年度の地域独自の予算事業の提案額を踏まえ、一部の区には一定割合の金額を加算し、総額2億円としています。
※金額の最終決定は、市の令和9年度予算成立後となります。

6　活動の公表・評価



○ 活動内容や実施結果は、市ホームページでの紹介、成果報告会の開催、事例集の作成などを通じて、市民の皆さんに広くお知らせする予定です。
○ 本事業の成果は定期的に検証し、必要に応じて今後の公費支出の可否や補助制度の在り方を見直します。

令和８年９月 28 日

和田区地域協議会

会長　秋山　三枝子　様

上越市長　小菅　淳一

（総合政策部地域政策課）

上越市地域にぎわい事業補助金に係る提案事業の評価について（依頼）

当市では、地域活動への支援としてこれまで実施してきた「地域活動支援事業」や「地域独自の予算事業」の２つの制度の成果と課題を検証し、地域自治の趣旨やそれぞれの制度の良い点などを考慮しながら、地域協議会委員の皆様からのご意見を踏まえ、財源支援の仕組みを検討してきました。

この度、人口減少・少子高齢化の進行により、地域を支える担い手や資源が縮小する中、行政による全市的な活動はもとより、地域自治区ごとの創意工夫による主体的な活動を更に実現することで、将来に希望の持てる持続可能な地域づくりを推進することを目指し、「地域にぎわい事業補助金」を創設しました。

当該補助金を活用し実施する地域活動の採択に当たっては、このような趣旨や地域住民の生活実感を踏まえ、地域にとって真に必要な提案事業を採択したいと考えております。

各区の地域協議会におかれましては、日頃から地域の現状・課題の把握に努め、地域の将来像やその実現に必要な取組等について議論を深めておられることから、同協議会の意見を踏まえた市の事業選定や地域活動の実現につなげていくため、提案事業の評価をお願いいたします。

１　評価の概要

⑴　評価方法

提案団体から提出された事業提案書を踏まえ、所定の基準に基づいて評価をお願いします。

⑵　評価基準

評価は、次の５項目に基づき行うものとします。

①　地域ビジョンへの適合性

※令和９年度については、各地域協議会が作成した「地域活性化の方向性」や、今後地域ビジョンに掲げる内容としてふさわしいかという観点を含めて評価をお願いします。

なお、地域ビジョンの策定については、別途、各地域協議会に依頼します。

②　地域への貢献度

③　多様な主体の参画度

④　活動の実現性・効率性

⑤　将来への発展性・期待度

次項あり

⑶　評価結果の取扱い

評価いただいた結果と各区の上限額を踏まえ、市が採択する事業を決定します。

２　スケジュール

令和８年 12 月 28 日（月）	提案事業募集締切
令和９年１月	事務局にて提案内容の検収・とりまとめ作業等
令和９年２月～3 月	各地域協議会にて評価
令和９年３月末	各提案団体へ採択通知書の送付・連絡
令和９年４月以降	各提案団体による申請手続き、事業実施、実績報告等

【問合せ先】
南部まちづくりセンター
TEL 025-522-8831
【制度全般について】
総合政策部地域政策課自治推進係
TEL 025-520-5672

令和８年９月 28 日

和田区地域協議会

会長　秋山　三枝子　様

上越市長　小菅　淳一

（総合政策部地域政策課）

地域ビジョンの作成について（依頼）

人口減少や少子化・高齢化の進行により、地域を支える担い手が減少する中にあっても、将来に希望を持てる持続可能な地域づくりを進めていくためには、地域自治区ごとの創意工夫による主体的な活動がますます大切になると考えています。

地域の様々な主体が連携し、各区固有の地域課題に対応していくためには、地域全体で目指す方向性を共有する指針の存在が重要と考えます。この指針は、課題解決に向けた取組の整理や実施のよりどころとなるとともに、地域の取組を次世代へ継承し、将来の担い手を考える上でも有意義なものと捉えています。

つきましては、これまで各地域協議会で作成された「地域活性化の方向性」を基に、新たな地域づくりの指針となる「地域ビジョン」の作成をお願いします。

１　主な用途

地域ビジョンは、次に掲げる取組等において活用されることを想定しています。

・地域協議会における自主的な審議のテーマ設定及び審議成果の明文化
・「上越市地域にぎわい事業補助金」における提案事業の検討及び評価
・地域運営組織の在り方の検討
・その他、地域における課題解決に向けた取組の整理及び実施

２　地域ビジョンの構成

・地域ビジョンは、以下の３項目を必須とします。

項目	内容
目指す地域像（地域のありたい姿）	・自分たちの地域をどうしていくか、どうなるとよいかについて話し合い、課題解決のための目標を設定する。
地域の現状（特徴・魅力・課題）	・地域の現状及び課題を把握し、地域が有する特徴や魅力（地域資源、産業、観光、子育て、社会教育、福祉など）の観点から整理する。 ※必ずしも網羅的に整理する必要はありません。地域として力を入れていきたい重要な分野に絞っていただくことも可能です。
対応方針（項目ごとの対応）	・各区の特徴を踏まえ、地域の活性化につながる観点から、地域の現状（特徴・魅力・課題）に対する対応方針を整理する。

次項あり

※留意事項

・必要に応じて、上記3項目以外にも記載することは可能です。
・各地域協議会の自主的審議のテーマ設定や意見書の内容を制限するものではありません。
・他の団体等が作成した既存の地域の計画等（まちづくり計画、農業振興に関する計画等）における活動を妨げるものではありません。
・地域ならではの視点による内容の作成は可能ですが、市全体の方針と合致しない取組等は、市の支援対象とならない場合があります。

3　作成（更新）手順

⑴ 各地域協議会において作成手順を検討し、令和9年7月までに作成してください。

・地域ビジョンの策定に当たり、関係する地域の団体に意見を聞くことは差し支えありません。
・地域ビジョンは市から地域協議会へ作成を依頼するものであることから、地域にぎわい事業補助金等を活用し、専門家へ作成業務を委託することはできません。

⑵ 既に地域で策定されている類似の計画等がある場合は、地域協議会委員の負担軽減や作業の簡素化、地域全体で進むべき方向性を共有するという趣旨を踏まえ、類似計画を十分に活用し、実質的に一本化していく対応を推奨します。

・これまでの自主的審議事項や地域で策定済みの各種方針（地域福祉活動計画等）を取り入れること、地域の団体と連携しワークショップ形式で意見を集約することも可能です。
・地域で作成済の方針（地域福祉活動計画等）を参考に取り入れる場合には、策定元の団体等にあらかじめ許可を得る必要があります。
・相互に協力して取り組むことで効果的に推進できる事項については、積極的な連携を図ることが理想です。

⑶ 地域ビジョン策定以降、必要に応じて毎年度、見直しを行っていただくことも可能です。

4　作成・運用スケジュール

地域ビジョンの作成及び運用に係る直近のスケジュールは、以下のとおりとします。

時期	内容
令和8年9月～令和9年7月	地域協議会において地域ビジョンを作成
令和9年8月～令和9年12月	市ホームページで地域ビジョンを公開 令和10年度上越市地域にぎわい事業補助金の提案募集開始
令和10年2月以降	地域協議会において令和10年度上越市地域にぎわい事業補助金に係る提案事業の適合確認に活用

5　その他

既存の「地域活性化の方向性」は、「地域ビジョン」の作成をもって廃止するものとします。

【問合せ先】
南部まちづくりセンター
TEL 025-522-8831
【制度全般について】
総合政策部地域政策課自治推進係
TEL 025-520-5672